

平成30年度

地区別公区長会議

(忠類地区)

と き 平成30年11月15日 (木) 14時00分

ところ 忠類ふれあいセンター福寿 多目的ホール

幕別町民憲章

- *たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。
- *きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。
- *美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。
- *未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子
作曲・万城目 正

1. 風かおり 稲穂がゆれる

朝日をあびて 豊かに稔れよ

今日の幸せ 天に祈ろう

あゝ希望の鐘が

幕別のおかに 今日もこだまする

2. 空青く 雲が流れる

希望新たに とどろき進めよ

今日の生命を 星に祈ろう

あゝ平和の鐘が

幕別の畑に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

(1) 年末年始における休日の変更について (資料1)

(2) 協働のまちづくり支援事業について (資料2)

(3) 幕別町の小中一貫教育について (資料3)

(4) コミュニティ・スクールについて (資料4)

(5) 新設道立高校について (資料5)

(6) 南十勝複合事務組合ごみ処理施設整備方針の検討報告について (資料6)

3 情報交換

(1) 公共施設の禁煙化について

(2) その他

忠類地区 町出席者名簿

11月15日（木） 14時00分 忠類ふれあいセンター福寿

町 長	飯田 晴義
副町長	川瀬 俊彦
教育長	菅野 勇次
企画総務部長	山岸 伸雄
住民福祉部長	合田 利信
忠類総合支所長	伊藤 博明
経済部長	萬谷 司
建設部長	笹原 敏文
教育部長	岡田 直之
総務課長	新居 友敬
政策推進課長	谷口 英将
経済建設課長	川瀬 康彦
地域振興課長	川瀬 吉治
保健福祉課長	半田 健
住民生活課長	佐藤 勝博

【公区長名簿】

公区名	公区長
本町 1	廣瀬 堅持
本町 2	川岸 幸男
本町 3	宮本 彰
幸町	谷地田 秋男
旭町 1	橋本 正司
旭町 2	荒川 潔
旭町 4	吉川 民之輔
錦町 1	松本 敏
錦町 2	石塚 勝博
寿町 1	森脇 登
寿町 2	折笠 良一
寿町 3	斉藤 博
宝町	高島 政由
南町 1	平譚 博美
南町 2	谷友 道廣
緑町 1	折笠 政弘
緑町 2	浅井 祐一
緑町 3	稲上 豊彦
緑町 4	柿崎 俊男
新町	松本 茂敏
相川	那須 功
相川南	奥田 茂己
相川西	脇坂 義男
相川北	川田 豊
大豊	稲葉 佳且
豊岡 1	二瓶 一博
豊岡 2	影山 憲一
明野南	七島 幸雄
明野北	加藤 照明
新川	氏家 博行
軍岡	折笠 健
南勢	高木 弘己
猿別	山田 守治
西猿別	助川 順一
新和	舛屋 正美
中央町 1	松村 博義
中央町 2	西田 重人
中央町 3	和田 陽介

公区名	公区長
豊町	迎 惺
春日町	佐川 寿勝
東春日町	久世 政雄
泉町	岡崎 節子
泉東	乾 政富
あかしや	大野 義夫
あかしや南 1	小林 和雄
あかしや南 2	工藤 伸
あかしや中央	菅野 優
文京町	中橋 伸勝
みずほ町	大西 隆之
若草町 1	北島 康治
若草町 2	中村 史郎
若草町 3	岡田 智之
桂町 1	佐藤 征夫
桂町 2	妹尾 浩三
桂町 3	一色 睦子
共栄町 1	安田 宝生
共栄町 2	坂東 宏紀
共栄町 3	武下 秀博
新北町東	高橋 一造
新北町西	西尾 治
北町 1	毛利 正一
北町 2	下山 一志
北町 3	川瀬 茂雄
桜町北	中村 政司
桜町中央	若山 茂樹
桜町南	及川 清貴
青葉町 1	本保 武
青葉町 2	大本 裕幸
西町 1	笹島 瞭隆
西町 2	島勝 昇
北栄町1	山谷 孝之
北栄町2	青山 繁則
札内区	佐々木 義美
暁町東	本保 喜秀
暁町西	佐々木 勝司
暁町北	肥後 英公

公区名	公区長
千住 1	中島 孝
千住 2	黒島 勉
千住東	山内 和昭
稲志別	松田 勝
中稲志別	五嶋 勝康
新生	山口 隆史
依田	中橋 一泰
西和	廣瀬 有宏
昭和	生出 幸雄
上稲志別	白木 祐一
日新 1	藤原 広
日新 2	松田 郁夫
途別	白木 孝和
古舞	岸上 彰
糠内市街	高嶋 甲爾
五位	斉藤 雅登
糠内第一	高木 忠征
西糠内	飯塚 昭二
中糠内	広野 栄治
美川	大須賀 次郎
明倫	松田 哲博
中里	佐藤 悦啓
駒島	堀内 喜博
忠類栄町	木幡 重雄
忠類幸町	星久保 幸一
忠類本町	武内 悠紀夫
忠類錦町	佐藤 博志
忠類白銀町	水谷 幸雄
忠類西当	豊田 則夫
忠類上忠類	杉坂 達男
忠類上当	大和田 貢
忠類東宝	菅原 正幸
忠類元忠類	青木 裕二
忠類幌内	秦 寛
忠類新生	多田 篤
忠類豊成	豊田 祐二
忠類晩成	高橋 和彦

11/14午後 コミプラ	札内東 22公区	北町1	北町2	北町3	桜町北	桜町中央	桜町南	西町2
		新北町東	新北町西	共栄町2	中央町1	中央町2	中央町3	豊町
		春日町	東春日町	青葉町1	青葉町2	札内区	暁町東	暁町西
		暁町北						

11/15午前 役場2F	幕別市街 20公区	本町1	本町2	本町3	幸町	旭町1	旭町2	旭町4
		錦町1	錦町2	寿町1	寿町2	寿町3	宝町	南町1
		南町2	緑町1	緑町2	緑町3	緑町4	新町	

11/15午後 福寿	忠類 14公区	忠類栄町	忠類幸町	忠類本町	忠類錦町	忠類白銀町	忠類西当	忠類上忠類
		忠類上当	忠類東宝	忠類元忠類	忠類幌内	忠類新生	忠類豊成	忠類晩成

11/16午後 役場2F	幕別農村 23公区	相川	相川南	相川西	相川北	大豊	豊岡2	明野南
		明野北	新川	軍岡	南勢	猿別	西猿別	新和
		糠内市街	五位	糠内第一	西糠内	中糠内	美川	明倫
		中里	駒島					

11/20午前 コミプラ	札内西 19公区	泉町	泉東	あかしや	あかしや南1	あかしや南2	あかしや中央	文京町
		みずほ町	若草町1	若草町2	若草町3	桂町1	桂町2	桂町3
		北栄町1	北栄町2	西町1	共栄町1	共栄町3		

11/20午後 コミプラ	札内農村 15公区	千住1	千住2	千住東	稲志別	新生	中稲志別	依田
		西和	昭和	途別	日新1	日新2	豊岡1	上稲志別
		古舞						

113公区

年末年始の役場や公共施設の休日が変わります

幕別町の休日を定める条例の一部改正により、平成30年の年末から、幕別町の公共施設における年末年始の休日を、国の省庁や北海道、帯広市と同様に「12月29日から1月3日」までに変更となります。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

これまでの年末年始の休日
12月31日～1月5日



今年の年末年始から
12月29日～1月3日

○主な公共施設

休み	12月29日（土） ～1月3日（木）	役場（札内支所、忠類総合支所、糠内・駒島出張所、教育委員会などの関係窓口も同じ）、札内コミュニティプラザ、図書館（本館、札内分館、忠類分館）、保育所（中央、さかえ、北）、学童保育所（全所）、子育て支援センター（あおば・まくべつ分室含む）、保健福祉センター、ふれあいセンター福寿、老人福祉センター、コミュニティセンター（葬儀を除く）、駒島公民館、町民会館、集団研修施設こまはた、百年記念ホール、ふるさと館、まなびや、蝦夷文化考古館、忠類ナウマン象記念館、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館
----	-----------------------	--

※なお、ごみや資源物の収集については、これまでと変更ありません。

【問い合わせ先】：総務課総務係 ☎54-6608

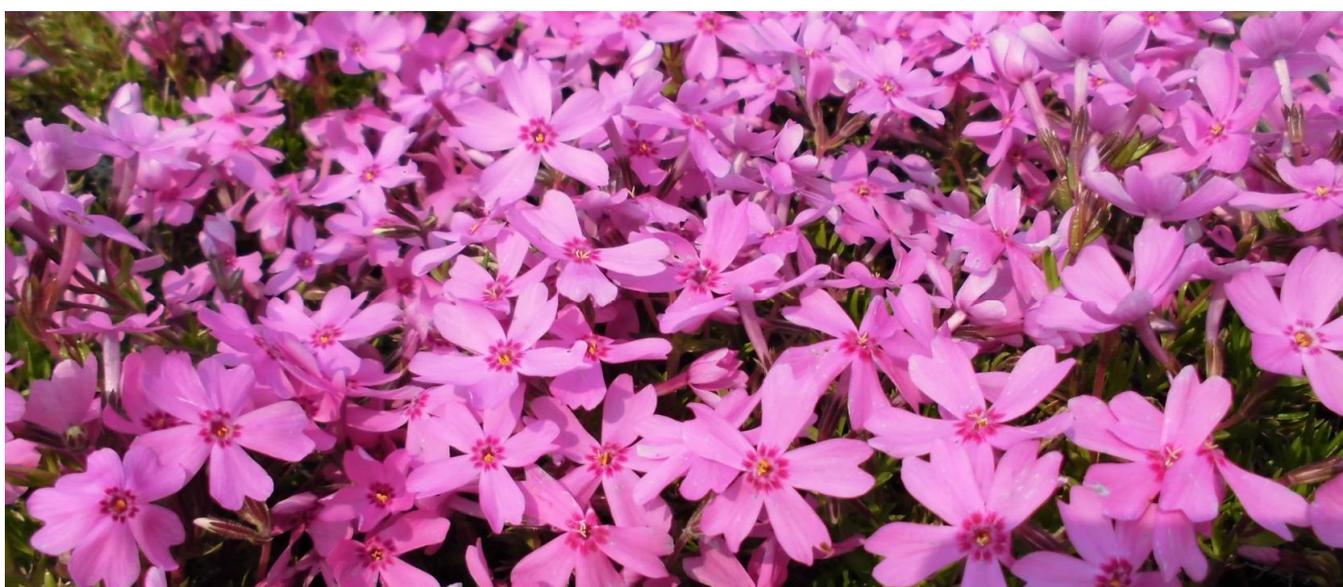
協働のまちづくり支援事業について
(町の花「しばざくら」の普及・促進について)

平成30年度
地区別公区長会議
資料2

幕別町では、平成28年2月6日に合併10年の節目を記念して、町の花を「しばざくら」と制定しており、公区等で「しばざくら」を植栽していただく際の苗及び肥料の購入経費を「協働のまちづくり支援事業」において、次のとおり助成することとし、「しばざくら」の普及に取り組んでいます。

○公区環境美化支援事業（交付基準）

事業内容	実施主体	交付対象	交付率	限度額	事業実施基準
公園、近隣センター・忠類地区の公区会館、道路植樹ますへの花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	1 / 1	10万円	①しばざくらの苗及び肥料の購入に係る経費を対象とする。 ②花壇の管理に係る経費は対象としない。 ③1公区等につき年度内1回の交付とし、支援期間は平成32年度までとする。



- 科・属名：ハナシノブ科フロックス属
- 原産地：北アメリカ
- 花言葉：「合意」、「一致」、「臆病な心」

【特徴】

「しばざくら」は、茎が芝生のように広がりサクラに似た小さな花を咲かせる姿が、名前の由来となっています。主に赤、白、紫、桃色の花色があり、春の日差しの下、まとまって植えられた花壇の苗が一斉に開花すると、まるで花のじゅうたんのようで圧巻です。防草対策のグランドカバーや花壇の縁取りに活用される人気の多年草です。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
植えつけ												
開花時期												

【育て方等】

しばざくらは、苗から育てるのが一般的であり、4月～6月または9月～10月の穏やかな気候の時期が植えつけの望ましいタイミングです。よく陽のあたる場所で、水はけのよい土壌が向いており、植えつけの際に土に肥料を混ぜてあげましょう。

植えつけ後、根づくまでは、土が乾き始めたら水をあげるようにします。ただし、水の与えすぎには注意してください。

追肥は、花が咲き終わった頃に少量まいてあげる程度で十分です。

花が咲き終わった後に、株の風通しをよくして、葉が込み合っているところを中心に刈り込みます。特に、地面に近い下の方は、よくチェックしましょう。

しばざくらの苗取扱い事業所

(平成30年6月調べ)

事業所名	取扱い	価格	備考
(有)花水造園緑化土木 札幌みずほ町173-14 0155-56-4993	○	120円/株	・取り寄せによる対応のため、事前に注文が必要である。
DCMホームック札幌内店 札幌共栄町163-4 0155-23-1496	○	200円/株	・4月～5月上旬にかけては、店頭で販売している。
よつば樹石園 帯広市川西町基線24 0155-59-2733	○	100円/株	・年中取扱っている。 ・十勝管内においては、比較的多くの種類を取り扱っている。
ジョイフルAK帯広店 帯広市東7南16丁目2-1 0155-28-3333	○	160円/株	・4月～5月上旬にかけては、店頭で販売している。
コメリ・パワー帯広南店 帯広市清流東2丁目12-6 0155-49-1180	○	160円/株	・4月～5月上旬にかけては、店頭で販売している。
(有)工藤公園 広尾郡大樹町柏木町2 01558-6-3945	○	100円/株	・4月～5月上旬にかけては、店頭で販売している。 (※取扱いの種類が多いため、店頭にはない種類は、取り寄せ対応)
(有)ヨシダ造園 字相川471-2 0155-54-2688	△ (取扱いなし)	—	・基本的に取扱っていないが、1月中の注文で取り寄せ可能である。 ・価格はその年の仕入れによる。

【問い合わせ先】

住民生活課住民活動支援係 ☎0155-54-6602

協働のまちづくり支援事業について
(冬季間の除雪に係る支援について)

冬季における公区内の除雪・排雪対策への支援として、「公区の助け合い活動支援事業」があります。事業の利用には、各公区長から町へ必要書類を揃えて申請をしてください。

(1) 雪かき支援

実施主体	公区
交付対象	高齢者の一人暮らし世帯および高齢者世帯並びに単身障がい者等の除雪支援
交付率	(定額) 除雪 1 戸につき 5,000 円
限度額	なし
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> 公区住民自らが公区内において実施する除雪を対象とする。 除雪戸数は実戸数とする。

(2) 雪堆積場確保

実施主体	公区	
交付対象	市街地の空き地等における雪堆積場確保に係る経費	
交付率	1 分の 1	
限度額	堆積場 1 カ所の面積	
	330 平方メートル未満	10,000 円以内
	330～660 平方メートル未満	15,000 円以内
	660 平方メートル以上	20,000 円以内
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 4 戸程度の住民が利用できる土地とする。 対象とする経費は、土地の確保に係る額とする。 契約期間が満了した際は、清掃等を行ない原状回復をすること。 	

(3) 地域内除雪機械導入

実施主体	公区・複数公区
交付対象	公区内の通学路等歩行者安全のための除雪および、近隣センター・忠類地区の公区会館除雪のための除雪機械および小型融雪機械導入に係る経費
交付率	1 分の 1
限度額	250,000 円
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> 1 公区につき 1 台を限度とし、導入後 10 年を経過するまで処分をしてはならない 導入した機械は、雪かき支援事業において使用することができる

(4) 地域内排雪

実施主体	公区	
交付対象	公区内の道路および交差点の安全確保のための排雪に係る経費	
交付率	2 分の 1	
限度額	<ul style="list-style-type: none"> 排雪区間 1mにつき 500 円 交差点のみの排雪の場合は、4 差路交差点 34,000 円、T 字路交差点 17,000 円 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の排雪に係る経費を対象とする。 同一路線又は交差点の排雪は年度内 1 回を限度とする。 排雪区間は交差点を両端とする区間を一排雪区間とし、その区間すべてを排雪する路線を対象とする。 	

【問い合わせ先】

住民生活課住民活動支援係 ☎0155-54-6602

今年度、幕別町社会福祉協議会により町内公区を対象に次の2事業をモデル実施します。事業の内容や実施等については、幕別町社会福祉協議会へお問い合わせください。

(1) 小型除雪機貸出事業

地域内において居宅の除雪が困難な高齢者世帯又は障がい者世帯等への除雪活動や地域コミュニティ維持を目的とした公区内で行う除雪に対して、幕別町社会福祉協議会で所有している小型除雪機及び運搬用車両（軽トラック）を地域内除雪に使用するために短期間（5日間以内）貸出しします。

実施主体	公区
貸出台数	除雪機2台、運搬用車両（軽トラック）1台
使用料	無料。燃料満タンで貸出。使用中に不足した場合には補充してください。
貸出条件	①地域内の除雪のために公区で作業するために使用すること。（個人的使用は不可） ②幕別町社会福祉協議会（幕別町新町）から借用し、使用後に返還できること。

(2) 機械除雪サポート事業

地域内において居宅の除雪が困難な高齢者世帯又は障がい者世帯等への除雪を、地域コミュニティ維持を目的とした公区内で除雪機械を所有している方（サポーター）の除雪機械を使用して公区内で行うことに対し、幕別町社会福祉協議会がガソリン代等の実費負担を財政面で支えることにより公区内の福祉コミュニティづくりの形成に資することを目的にモデル実施します。

実施主体	公区
対象公区	町内2公区程度を予定
助成金額	歩行型除雪機・・・500円/回 乗用型除雪機・・・1,000円/回
対象	①自力で除雪が困難な高齢者（65歳以上）や障がい者世帯 ②交差点や通学路など、公区内での通行に支障を来す場所の除雪 ③ごみステーションや近隣センターなど、公共的場所の除雪 ④その他、地域福祉コミュニティ形成のために公区が必要と認めた除雪

【問い合わせ先】

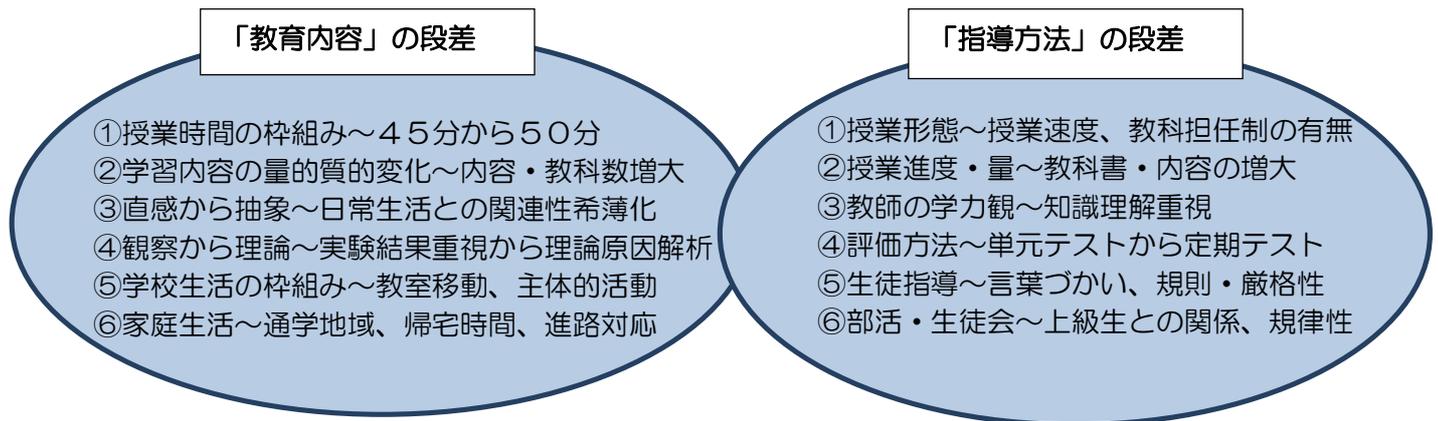
幕別町社会福祉協議会 ☎0155-55-3800

幕別町の小中一貫教育について

幕別町では、9年間を見通した教育課程の下、次の目標に向けて小中一貫教育に取り組みます。

- ・学習指導上 学力向上、学習意欲向上、学習習慣定着、授業理解度向上、学習規律
- ・生徒指導上 **中1ギャップ緩和**、不登校減少、生活規律リズム、自己肯定感、コミュニケーション能力向上、異学年交流
- ・教職員 指導方法改善、授業観評価観の共通化、校務分掌効率化、生徒指導の充実、保護者や地域との連携
- ・特別支援教育の連続性向上

特に中1ギャップについては、喫緊の課題と言えます。中1ギャップは次の2つの要因から誰にでも起こりえる問題であり、幕別町でも実際に中1ギャップに苦しんでいる子がいるのも現状です。



教育委員会実施のアンケート結果では…

○中1ギャップを感じている生徒は約15%

○入学してとまどったこと

・テスト等～58% ・中学校の授業～38% ・学校の規則等～37% ・部活動～37%

○中学校入学に不安感がある小学生は約51%

現在、次のような準備をしており、平成31年度から本格実施となります。

教員同士の 相互理解	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同研修 ・小中で互いに授業参観
教育課程の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・学園ごとの目指す子ども像の設定 ・9年間を通した教育課程の作成
指導方法の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・教科担任制の導入 ・乗入授業の実施 ・生活指導や学習規律の統一
組織・行事等の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・小と中の教職員の事務分掌の統一 ・学園年間行事予定表の作成
児童生徒の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会生徒会の合同会議や挨拶運動 ・中学生による小学生への学校紹介 ・小学生の部活動体験

【問い合わせ先】

学校教育課学校教育係 ☎0155-54-2006

幕別町では現在進めている小中一貫教育に加えて、

コミュニティ・スクールを来年春からスタートします。

平成30年度
地区別公区長会議
資料4

I. コミュニティ・スクールとは？

⇒ 「学校運営協議会」（公式の合議制の協議会）を設置している学校

⇒ 子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革・地方創生等の動向からも学校地域の連携・協働の重要性が指摘されます。社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの学校は地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指します。

- ・地域の未来を担う人材を、地域の力で育てます。
- ・子どもを真ん中に学校家庭地域が協働して取り組む「まくべつ教育の日」の考え方をさらに進めたものです。
- ・学校（子ども）と連携することで地域の活性化にもつながります。
- ・地域では子どもと関わる住民参画の活動を広げます。

II. 学校運営協議会の役割は？ ～「熟議」により目標共有・協働活動へ

- ⇒ ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）
②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる
③教職員の任用について、教育委員会に意見を述べることができる

III. コミュニティ・スクールの成果や魅力は？

子どもにと
っての魅力

- ・子どもたちの学びや体験が充実します
- ・自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます
- ・地域の担い手としての自覚が高まります
- ・防犯防災等の対策によって安心安全な生活ができます

職員にと
っての魅力

- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します
- ・地域人材を活用した教育活動が充実します
- ・地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できます

保護者にと
っての魅力

- ・学校や地域に対する理解が深まります
- ・地域の中で子どもたちが育てられているという安心感
- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます

地域にと
っての魅力

- ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります
- ・学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります
- ・学校を中心とした地域ネットワークが形成されます
- ・地域の防犯防災体制等の構築ができます

【問い合わせ先】

学校教育課学校教育係 ☎0155-54-2006

平成31年度から町内に道立新設高校がスタートします。 「北海道幕別清陵高等学校」

幸せな大人になる力を身につける新しい学校として、皆様に親しまれ、愛される高校になるよう、新たな歴史が創られていきます。

●学校名：北海道幕別清陵高等学校

「清陵」は、「十勝平野を流れる清流のように、新たな高校の生徒が清らかに逞しく育つことを願う」「幕別町民憲章前文及び両校校歌の歌詞に清の字が使われており、三者の思いを一つにするのに相応しい」「校舎を使用する江陵高校の伝統を継承し、陵の字を残す」という意味から名づけられました。

●所在地：幕別町字依田 101 番地の1

●校訓

- 考：自ら学び自ら考え自ら行動する、賢く創造的な人間を育てる学校
- 拓：社会で自立し共に支え合い、未来を切り拓く逞しい人間を育てる学校
- 愛：地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人間を育てる学校

●教育課程とコース選択

平成31年度 入学者教育課程表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年生	国語総合			現代社会	数学Ⅰ (習熟度)		数学A (習熟度)		化学基礎		体育		保健		音楽Ⅰ		コミュニケーション 英語Ⅰ (習熟度)			家庭基礎		社会と情報		〇キャリア アップ		総合		L H R		
2年生	現代文B		古典A	地理A		数学Ⅱ			物理基礎 生物基礎		体育		保健		コミュニケーション 英語Ⅱ		英語表現Ⅰ		選択Ⅰ			選択Ⅱ			総合		L H R			
3年生	現代文B		世界史A		地学基礎		体育		コミュニケーション 英語Ⅱ		〇課題 研究		選択Ⅲ			選択Ⅳ			選択Ⅴ			選択Ⅵ		総合		L H R				

コース(類型)別選択科目

類型 (コース)	2年生							3年生														
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	選択Ⅰ			選択Ⅱ				選択Ⅲ			選択Ⅳ			選択Ⅴ			選択Ⅵ					
文理探究	化学		政治経済		数学B			物理			〇古典 読解		〇応用 英語		化学		政治経済		〇数学研究A 〇数学研究B			
福祉	生活支援技術			社会福祉基礎				こころからの理解		コミュニケーション技術		介護福祉基礎			異文化理解			〇実用数学				
ビジネス	情報処理			ビジネス基礎				情報処理			マーケティング			生活デザイン			〇演奏に親しむ					
スポーツ& ヘルス	〇トレー ニング学		栄養		スポーツ 総合演習			生活産業基礎			〇実用 国語		〇生涯ス ポーツ									

普通科コース（2年生から）

4つのコースを設定し、生徒一人一人にきめ細かく対応する。

- ・文理探究：進学を目指したコース
- ・福祉：介護職の即戦力を目指すコース
- ・ビジネス：就職を目指したコース
- ・スポーツ&ヘルス：スポーツや健康に関する学びを通じた自己実現を目指すコース

【問い合わせ先】

学校教育課学校教育係 ☎0155-54-2006

中間処理施設整備方針についての検討報告（概要）

平成30年度
地区別公区長会議
資料6

(H30.2.26 南十勝複合事務組合構成町担当者会議作成)

南十勝複合事務組合では、南十勝環境衛生センター（ごみ焼却処理施設及び破砕処理施設）によりごみの中間処理を行っています。当該施設は、平成5年11月の竣工で24年が経過しており、一般的なごみ処理施設の対応年数は稼働後25年程度とされていることから、今後の整備方針を明確にする必要があります。

また、十勝環境複合事務組合は、くりりんセンターのあり方を検討し、平成38年度以降は新施設でごみ処理を行う方針を決め、平成30年度末には構成市町村を確定させたいとしています。

平成28年1月にまとめられた「南十勝環境衛生センター長寿命化計画策定業務報告書」をベースに一般財源の負担比較や収集体制の可能性について、検討を行いましたので報告します。

1. 比較検討を行うケース

経費比較を明確にするため、施設の更新時期と広域共同処理移行時期をあわせるとともに、大規模な延命化工事を行わないで広域新施設稼働時期まで修繕で対応する場合を追加して、6つのケースについて比較した。

検討ケース	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
① 延命化後に更新		斜線	斜線									斜線	斜線	H42から新施設
② 早期に更新			斜線	斜線										H33から新施設
③ 新設時に共同処理へ移行		斜線	斜線										チェッカー	H42から広域
④ 早期に共同処理へ移行				チェッカー										H33から広域
⑤ 長期使用後に更新								斜線	斜線					H38から新施設
⑥ 長期使用後に共同処理へ移行										チェッカー				H38から広域

※ 斜線 = 延命化工事 斜線 = 建替え工事 チェッカー = 広域共同処理開始

広域共同処理へ移行する場合の収集・運搬体制は、収集車が直接搬入する（a）方式と一度集積してから搬入する（b）方式について検討し、新たに中継施設を整備する手法は除外した。

検討するにあたっての条件整理

●施設整備を行う場合の財源について

- ・延命化工事、施設更新等にあっては「循環型社会形成推進交付金」「過疎債」を充てる。
 循環型社会形成推進交付金 交付率 1/3（他の事例から交付金対象経費を75%とする）
 過疎債 充当率 90%（本来100%だが近年の状況から減率） 交付税措置 70%

●広域共同処理を行う場合の組合の事務

- ・くりりんへは「燃えるごみ」を搬入し、「燃やせないごみ」「資源ごみ」の取扱いは継続する。
 リサイクル施設の処理量に余裕がないため、資源ごみは各自治体で対応してほしい意向。
 大樹町萌和の最終処分場が当分の間使用できる見込みである。
- ・破砕処理等からでる焼却処理物については、くりりんへ「燃やさないごみ」として搬入する。
- ・直接搬入方式（a）とした場合、各町の予算での対応となるが、比較対象とする。

●新たな機能の追加について

- ・生ごみの資源化など新たな機能については考慮しない。（必要性の検討は別途行う）

2. 広域共同処理とする場合の収集・運搬体制の検討

<燃えるごみの収集実績>	平成27年度				平成28年度			
	広尾	大樹	忠類	計	広尾	大樹	忠類	計
収集ごみ (ト) ①	1,252	899	192	2,343	1,152	878	184	2,214
搬入台数 (台)	347	429	142	918	325	404	148	877
1台当積載量 (ト)	3.6	2.1	1.4	2.6	3.5	2.2	1.2	2.5
持込ごみ(一般) (ト) ②	476	157	27	660	514	164	23	701
(収集+持込一般計 ①+②) ③	1,728	1,056	219	3,003	1,666	1,042	207	2,915
1日当の運搬量 (③÷240日)	7.2	4.4	0.9	12.5	6.9	4.3	0.9	12.1
持込ごみ(事業系) (ト)	212	583	78	873	311	559	70	940

※収集ごみ+持込一般ごみを対象として考え、事業系ごみについては分けて考える。

●燃えるごみの処理

区分	直接搬入方式 (a方式)	簡易中継方式 (b方式)
新規設備等	・広尾、大樹でパッカー車を各1台	・運搬用パッカー車4台 ・積替用の設備 (ダストドラム等)
ポイント	・1日当収集量の平準化が必要 (ごみ搬出量の多い日は対応が困難) ・移動距離の増に伴い委託料は増加	・収集体制を変える必要がない (混載により効率よく運搬できる) ・運搬を別途委託→新規の委託料が発生

●破碎処理等からでる焼却処理物の処理

- ・平成28年度の実績では、破碎処理や廃プラスチックの不適用残渣 259.1t を焼却処理しており、これを不燃ごみとしてくりりんへ搬入する。 → 既存車両 (2t ダンプ) で対応可能

●事業系ごみの対応

- ・事業者負担とすると10kg当 170円の処理料と、運搬距離の増に伴う経費の増が見込まれる。
処理費用の負担増 (処理料分) $940t \times 17,000円 = 15,980,000円$ ※対応は要検討
- ・燃えるごみ以外のごみの取り扱いは、現状どおりとする。

3. 各検討ケースにおける諸経費の検討 (別紙資料参照)

- ・ケース①～④の比較では、施設更新よりも広域共同処理のほうが有利となった。
- ・広域共同処理への移行時期の比較 (④と⑥の比較) では、新施設稼働時のほうが有利となった。
- ・収集体制の比較 (aとbとの比較) では、aの直接搬入方式のほうが有利となった。

4. ランニングコストの検討

●焼却処理施設運営費の削減見込み

区分	H29予算	広域見込	削減額
人件費	52,707	34,812	17,895
その他	120,297	36,213	84,084
計	173,004	71,025	101,979

●広域共同処理の新規経費

区分	広尾町	大樹町	幕別町	計
分担金	24,883	19,158	4,426	48,467
委託料				30,000
計				78,467

※職員2名削減 (5名→3名)、賃金該当職員1名減、焼却施設にかかる経費の減を見込む。

- ・広域共同処理に移行した場合に削減できる経費と新たに発生する経費の比較では、削減できる経費のほうが大きくなり、ランニングコストの面でも広域共同処理のほうが有利となった。

○中間処理施設については、広域共同処理へ移行することが有利と思われる。
 ○収集・運搬体制は簡易中継方式としたほうがスムーズに移行できると思われる。
 ○移行の時期については、新しくりりん稼働時にあわせるのが望ましい。
 ※現施設が稼働できなくなった場合は、くりりんへ処理を依頼することが可能である。
 ※環境面では、24時間稼働施設で処理をすることから負荷が少なくなる。

ごみ焼却施設の各検討ケースにおける諸経費

※交付金がある場合(工事費の75%を交付金対象とした場合=実質交付率25%)

(H30.2.26 南十勝複合事務組合構成町担当者会議作成)

◆全体経費

将来の対応 比較項目	長寿命化計画検討対象期間 (平成29~41年度:13年間)				延命化せず、現くりりんとの共同処理 (平成29~41年度:13年間)		延命化せず、新しくりんへの共同処理移行まで修繕で対応 (平成29~41年度:13年間)		
	延命化後に更新 ①	早期に更新 (平成33年度)②	共同処理(平成42年度移行)		共同処理(平成33年度移行)		更新 (平成38年度)⑤	共同処理(平成38年度)	
			直接搬入③-a	中継施設③-b	直接搬入④-a	中継施設④-b		直接搬入⑥-a	中継施設⑥-b
現施設に係るもの(延命化工事等)	3,417,899 千円	846,272 千円	3,417,899 千円	3,417,899 千円	846,272 千円	846,272 千円	1,683,992 千円	1,683,992 千円	1,683,992 千円
施設整備費(延命化工事費含む)	1,671,900 千円 1,300,100 千円	356,723 千円	1,671,900 千円 1,300,100 千円	1,671,900 千円 1,300,100 千円	356,723 千円	356,723 千円	587,263 千円	587,263 千円	587,263 千円
維持管理費	1,582,473 千円	489,549 千円	1,582,473 千円	1,582,473 千円	489,549 千円	489,549 千円	1,096,729 千円	1,096,729 千円	1,096,729 千円
ごみ処理委託費・運搬費	163,526 千円	千円	163,526 千円	163,526 千円	千円	千円	千円	千円	千円
新施設に係るもの(施設更新)	2,943,000 千円	4,499,906 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	3,762,506 千円	0 千円	0 千円
土地取得費	45,000 千円	45,000 千円	千円	千円	千円	千円	45,000 千円	千円	千円
建設費	2,898,000 千円	3,220,000 千円	千円	千円	千円	千円	3,220,000 千円	千円	千円
施設整備費	千円	197,386 千円	千円	千円	千円	千円	36,386 千円	千円	千円
維持管理費	千円	1,037,520 千円	千円	千円	千円	千円	461,120 千円	千円	千円
共同処理に係るもの	0 千円	0 千円	1,262,089 千円	1,492,089 千円	2,723,424 千円	2,953,424 千円	0 千円	1,815,381 千円	2,045,381 千円
施設整備費	千円	千円	千円	200,000 千円 150,000 千円	千円	200,000 千円 150,000 千円	千円	千円	200,000 千円 150,000 千円
維持管理費	千円	千円	千円	千円	538,704 千円	538,704 千円	千円	239,424 千円	239,424 千円
ごみ運搬車整備費・ごみ運搬費	千円	千円	30,000 千円 30,000 千円	60,000 千円 60,000 千円	300,000 千円 30,000 千円	330,000 千円 60,000 千円	千円	150,000 千円 30,000 千円	180,000 千円 60,000 千円
負担金	千円	千円	1,232,089 千円	1,232,089 千円	1,884,720 千円	1,884,720 千円	千円	1,425,957 千円	1,425,957 千円
合計 (a)	6,360,899 千円	5,346,178 千円	4,679,988 千円	4,909,988 千円	3,569,696 千円	3,799,696 千円	5,446,498 千円	3,499,373 千円	3,729,373 千円
(参考) 事業系ごみに係る事業者負担増	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	143,820 千円	143,820 千円	0 千円	63,920 千円	63,920 千円
うち交付金対象(b) 対象工事費×75%	3,148,575 千円	2,415,000 千円	975,075 千円	975,075 千円	0 千円	0 千円	2,415,000 千円	0 千円	0 千円
交付金対象外(c=a-b)	3,212,324 千円	2,931,178 千円	3,704,913 千円	3,934,913 千円	3,569,696 千円	3,799,696 千円	3,031,498 千円	3,499,373 千円	3,729,373 千円
<財源内訳>									
交付金(循環型社会形成推進交付金) (延命化)交付率:1/3 25%算定 (d)	325,025 千円	0 千円	325,025 千円	325,025 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
交付金(循環型社会形成推進交付金) (更新分)交付率:1/3 25%算定 (e)	724,500 千円	805,000 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	805,000 千円	0 千円	0 千円
道補助金 (f)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
起債対象額 (g)	2,099,050 千円	1,610,000 千円	680,050 千円	860,050 千円	30,000 千円	210,000 千円	1,610,000 千円	30,000 千円	210,000 千円
起債(過疎債:充当率 100→90%) (h)	1,889,100 千円	1,449,000 千円	612,000 千円	774,000 千円	27,000 千円	189,000 千円	1,449,000 千円	27,000 千円	189,000 千円
うち交付税措置額(70%) (i)	1,322,370 千円	1,014,300 千円	428,400 千円	541,800 千円	18,900 千円	132,300 千円	1,014,300 千円	18,900 千円	132,300 千円
負担金のうち交付税措置額 (j)	千円	千円	535,704 千円	535,704 千円	535,704 千円	535,704 千円	千円	535,704 千円	535,704 千円
一般財源 (b-d-e-f-i-j+c)	3,989,004 千円	3,526,878 千円	3,390,859 千円	3,507,459 千円	3,015,092 千円	3,131,692 千円	3,627,198 千円	2,944,769 千円	3,061,369 千円

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
		既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）